

## 平成24年度下請状況実地調査結果について

### 1 調査目的

県発注工事における元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」の遵守状況や、元請・下請関係の実態を把握するために実地調査し、必要な指導を行うことを目的とした。

今回の調査では、平成23年度の調査結果を踏まえ、下請代金の決定過程、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況等の契約から支払までの実態を重点に調べるとともに、保険加入状況を確認することとした。

### 2 調査方法

#### (1) 調査時期

平成24年11月～平成25年1月

#### (2) 調査対象の選定方法

平成23年10月～平成24年6月に竣工した工事のうち、落札率が低く契約した工事の中で、工種・契約金額・地域バランス等を考慮し、元請会社6社と下請会社12社の計18社を選定した。

#### (3) 調査内容

##### ア 主な調査項目

- ① 下請代金の決定過程
- ② 下請契約の締結状況（変更契約）
- ③ 下請代金の支払状況
- ④ 保険加入状況
- ⑤ その他（下請への履行確認結果報告、下請負報告書と下請金額など）

##### イ 調査方法

調査対象会社を訪問し、以下の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

#### 【確認した関係書類】

- ① 下請金額の決定に関する資料  
見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
- ② 下請契約から完成までの経過に関する資料  
下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、  
完成引渡書 など
- ③ 支払に関する資料  
請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
- ④ 保険加入状況に関する資料  
保険者番号、伝票 など

### 3 調査結果

#### (1) 下請代金の決定過程に関すること

今回の調査対象となった下請契約においては、概ね適正に下請代金が決定されていた。

なお、見積依頼時点で元請会社が施工条件等を明示せず、下請会社が見積金額の算出に苦慮した事例や金額交渉後の見積書を作成していない事例が見受けられた。

ア 見積依頼時点で元請会社が施工条件等を明示していなかったために、下請会社が独自に現場確認を行ったりするなど、工事現場条件を反映した見積金額の算出が困難な事例があった。

イ 当初契約額決定の過程において、複数業者へ見積依頼し、その結果を比較した上で口頭による交渉を行った後の、最終的な金額の見積書を作成していない事例があった。

ウ 元請会社が根拠を明示せずに値引きを求め、下請会社が合意はしたものの内容の不明確な代金決定が行われていた事例があった。

#### (2) 下請契約の締結状況に関すること

今回の調査対象となった全ての下請契約において、当初契約の締結手続きは適正に行われていたものの、変更契約書の取り交わしがなされていない事例があった。

当初契約時と実際の施工時の工事数量に差異があったため、下請会社は変更の明細書を元請会社に提出したが、代金の支払いはなされたものの変更契約の締結は行われなかった。

### (3) 下請代金の支払状況に関すること

今回の調査において、支払代金の不払いは見受けられなかったが、定められた期日内に支払いがなされていない事例があった。

ア 特定建設業者が注文者となった下請代金の支払期日は、引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めることとしているが、その期間を超えて現金払をしており、遅延利息の支払いもなかった事例があった。

イ 手形期間は90日以内でできる限り短い期間とするように努め、事情がある場合であっても120日を超えないようにすることとしているが、その期間を超えた手形を交付した事例があった。

### (4) 保険加入状況に関すること

今回の調査において、従業員数が少ない事業所で、保険に加入しなければならないことについては認識しているものの、加入していない事例があった。

従業員数が少ない事業所で、健康保険等に参加するためには、従業員の給料を減ずるしかないという理由により、加入をしていない事例があった。

### (5) その他

- ① 下請負報告書の記載金額が実際の支払金額と異なっている事例があった。
- ② 施工体制台帳に記載のない下請会社が施工していた事例があった。

ア 変更契約書を締結していないため、下請負報告書の記載金額が実際の支払金額と異なっていたり、下請負報告書に記載する金額や支払月日の単純な間違いをしている事例が見られた。

イ 一次下請会社が二次下請会社と契約していたにも関わらず、元請会社に報告していなかったため、施工体制台帳に記載のない下請会社が施工していた事例があった。

## 4 まとめ

これらの調査結果を踏まえ、指導事項等については各会社へ通知し改善を図ってもらうこととした。

また、平成25年度以降についても下請状況実地調査を継続し、建設業法を所管する建設産業室と連携して、元請・下請関係の適正化に向け指導を強化していくこととする。

- (1) 実地調査により確認された不適正な事項については、各会社に適正に行うよう指導を行った。
- (2) 福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反した事例については、調査結果と併せて是正措置を講じて報告するよう通知した。
  - ・変更契約書を取り交わさず、下請通知書の提出もなかったこと（要綱第5の1、第10の3）
  - ・代金の支払い期間が引渡しの申し出の日から起算して50日を超えていたこと（要綱第6（5））
  - ・手形期間が120日を超えていたこと（要綱第6（7））
  - ・報告のない下請業者に施工させていたこと（要綱第9の1）
- (3) また、建設業法に違反している恐れがあるものについては、建設産業室へ情報提供し対応することとした。
- (4) 県の指導に対して、請負者の対応が適切になされない場合には、入札参加資格制限、工事成績評定の減点などを行う。
- (5) 実地調査の結果は、全ての調査対象会社を送付するとともに、県のホームページに掲載し、調査対象会社以外にも注意喚起を図ることとする。
- (6) 入札制度等監視委員会へ結果を報告して意見を受け、入札制度や元請・下請関係適正化強化の方策の検討に反映する。